

令和 6 年 3 月 7 日 (木曜日)

令和 5 年度南三陸町議会 3 月会議会議録

(第 3 日目)

令和6年3月7日（木曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博
主事	小野真里

---

#### 議事日程 第3号

- 令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第11号 南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 3 報告第12号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 4 報告第13号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の

## 報告について

- 第 5 報告第 14 号 南三陸町給水条例及び南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 6 議案第 51 号 南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 52 号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例及び南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 53 号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 54 号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 55 号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 56 号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 57 号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 59 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 58 号 工事請負契約の締結について
- 第 15 議案第 60 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 16 議案第 61 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 17 議案第 62 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 18 議案第 63 号 財産の取得について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

3月に入りまして連日寒い日が続いております。健康に留意して臨んでいただきたいと思います。

初めに、当局より配付した議案書の議案目次に誤りがあり、訂正したい旨の申出がありました。これについて正誤表を配付し、併せて口頭による修正説明を許可します。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

ただいま議長より説明ございましたけれども、議案のほうに間違いがございましたので訂正をさせていただければと思います。

お手元に正誤表を配付しておりますけれども、議案書のページめくっていただきまして議案目次、議案の第66号でございます。議案第66号につきましては、令和5年度の後期高齢者の医療特別会の補正予算でございますけれども、当初お配りしております議案には「補正予算」という文言が抜けておりましたので、正誤表のとおり補正予算という文言をつけさせていただければというところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、日程第13において議案第58号の前に議案第59号を審議することとしておりますので、御留意を願います。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 報告第11号 南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、報告第11号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第11号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月8日付で交付された地方自治法の一部を改正する法律の施行に対応すべく、本年2月19日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、報告第11号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書は3ページ、議案関係参考資料につきましては5ページから9ページとなります。よろしくお願ひいたします。

本改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う引用条項の繰下げにより、損害賠償に係る条項の整理を行うものでございます。

議案関係参考資料5ページをお開き願います。

5ページに記載の新旧対照表で御説明いたしますが、専決処分に関する条文である現行に記載の条文を改正案の第243条の2の8第3項に改正するものでございます。引用条項の整理ですでの、内容につきましては変更はございません。

したがいまして、専決処分に係る議会の同意を要する賠償責任の免除の条文について、5ページ、監査委員条例から順に、6ページの水道事業の設置等に関する条例、続きまして7ページ、病院事業の設置に関する条例、8ページ、訪問看護ステーション事業の設置に関する条例、最後、9ページの下水道事業の設置等に関する条例の関係条例につきまして、それぞれ所要の整理を行うものでございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告第11号の件を終わります。

---

日程第3 報告第12号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第12号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第12号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月26日付で公布された漁港漁場整備法の一部を改正する法律の施行に対応すべく、本年2月19日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては4ページから6ページとなります。

6ページをお開きください。

改正となる部分でございますが、第1条中、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの1の10ページをお開きください。こちらのほうには新旧対照表を掲載させていただいてございます。

法律の改正の概要といたしまして、漁港施設等活用事業制度の創設、それと、それに伴いまして漁港施設の見直し等、法律の一部が改正されているものでございます。それと関連いたしまして、水産業協同組合法の一部も併せて改正となっているものでございます。

以上、簡単でございますが細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号の件を終わります。

---

日程第4 報告第13号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、報告第13号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第13号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月19日付で交付された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に対応すべく、本年2月19日、地方自治法第108条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては、7ページから9ページとなってございます。

9ページをお開きください。改正となる条文につきまして記載をさせていただいてございます。

第6条の2第1項第5号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「同法第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加えるものでございます。

議案関係参考資料2冊の1、11ページをお開きください。こちらのほうには新旧対照表を掲載させていただいてございます。

今回の改正に至りました法律の概要等をちょっと御説明させていただきたいと思います。

今回、条例で引用しております同法の第10条第1項第2号に保護命令の中に「退去命令」というのがございますが、こちらが法律改正によりまして第10条の2「退去等命令」という形で改正となっているものでございます。これによりまして厳格化といいますか、厳密に項目ごとに分けることによって厳格化するということでございまして、それに伴いまして罰則金

につきましても、現行「100万円以下」とされているものが「200万円以下」というふうに改正となるものでございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。及川です。

ただいま説明を受けましたけれども、ちょっと大事なところなので、10条第1項のもう少し具体的に説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 第10条保護命令ということですね。第10条第1項には、第1号といたしまして接近等禁止命令というものと、第2号に退去命令というものが1項に包含をされてございましたが、その中から退去命令につきまして、第10条の2として退去等命令ということで、内容について現行よりも細分化といいますか明確化されているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、100万円から200万円になったということなんですかけれども、これで退去命令をすることができるということなんですかけれども、100万円から200万円になったというその説明もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございませんが、100万円からなぜ200万円になったかというのにつきましては、大変勉強不足で申し訳ございませんが、今現在、お答えをできる資料については持ち合わせてございませんので、御了承をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） こういう大変重いというか重要というか、そういうことの改正なので、住民にこのことをどのようにして知らしめていくのか。住民に対して、そういう説明を何をもって説明していくのか、しないのか、この議案の説明だけでこの議場だけで終わりにするのか、そういうことをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） なかなか一般の方の目には触れづらいところではあるかとは思いますが、当然ながらテレビ等報道においても取り上げられるものと考えてございますし、内容

につきまして法律上の見解ということになりますので、町として、この内容についてあくまで町のほうの今回は法律改正に伴う条例の改正ということでございますので、法律の厳格化につきまして、今のところ、住民の方に町として周知をするという予定は現在のところ持ち合わせてございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号の件を終わります。

---

日程第5 報告第14号 南三陸町給水条例及び南三陸町水道事業の布設工事監督者  
及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第14号南三陸町給水条例及び南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第14号南三陸町給水条例及び南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月19日付で公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に対応すべく、本年2月20日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町給水条例及び南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） おはようございます。

それでは、報告第14号南三陸町給水条例及び南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について細部を説明させていただきます。

議案書は10ページから12ページ、議案関係参考資料2冊のうちの1、12ページからになります。

す。

町長報告のとおり、本件は、昨年公布されました生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、本年4月1日から、水道整備管理行政の所管官庁が現在の厚生労働省から、整備に係る部門が国土交通省、それから水質に関する部門が環境省にそれぞれ移管されることになりました。関係する水道法がその後改正されたことに伴い、当該条例で規定している所管官庁等を改めたものでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの1、12ページをお開き願います。

南三陸町給水条例の新旧対照表でございます。

第5条、第39条と第43条中、水道法において規定される省令を「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改めたものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条中、水道技術管理者の資格について、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者について、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めたものでございます。

施行月日は本年4月1日としております。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第14号の件を終わります。

---

日程第6 議案第51号 南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第51号南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、医師及び歯科医師の管理監督職務上限年齢の適用を除外したいため、必要な改正を

行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第51号南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案関係参考資料は15ページをお開き願います。

議案関係参考資料の15ページの新旧対照表で御説明いたします。

南三陸町職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、昨年度、令和4年12月会議において改正を行い、今年度から運用しているところでございます。

改正案の備考欄記載のとおり、医師及び歯科医師の管理職については、上限年齢、いわゆる役職定年の適用を除外するという条項が前回の改正時に記載されていなかったため、所要の改正を行い、議案書14ページを見ていただきたいんですけども、下段のとおり、令和5年4月1日から遡及して適用するというところでございます。大変不手際がございまして申し訳ございませんでした。

なお、現状における影響職員につきましては1名ですが、運用については今年度より正規に運用しておりますので、返還金等についてはございません。

以上、細部説明といたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。おはようございます。

まず、第1点目なんですか、先ほど課長の説明があったように、本来なら令和4年度の改正でするべきだったという説明だったんですけども、そこで伺いたいのは、改正前までは65が役職定年だったのか、そのところを確認1つと、あとほかの自治体、お分かりでしたらあれなんですか、この役職定年というのは大体幾ら、70前後なのか、その辺お分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、もう1点、70歳過ぎても役職定年が終わっても、本人の意思等で続けて働いていただけるのか、働いていただいている例があるのか、その点を伺いたいと思います。

あと最後、もう1点、医師ということで来年度の医師の体制等はどのようにになっているのか、伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） お答えいたします。

1点目ですけれども、前は、すみません、そもそも医師に関しましては当然昨年までは65歳定年でしたが、そもそも役職定年自体がその頃からなかったと。それを昨年度の12月に70歳に引き上げました。引き続き役職定年はなしというところでございます。いずれ役職定年というはなかったというところです。

他の自治体もそうかという御質問でございましたけれども、地方自治法の改正での前回の改正でございますので、当然、他の自治体も同じ例というところでございます。

あと70歳を過ぎても働くのかという部分につきましては、当然再任用ということも考えられるのかなと考えております。

4点目につきましては、病院事務長より答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野議員、医師の配置については病院事業会計で伺ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、再度伺いたいのは、役職定年で再任用もできるという課長答弁あったんですけども、再任用の際も、例えば、院長職とかそういう形で再任用できるのかできないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 70過ぎて再任用となった場合は、そこは当然ながら、我々もそんなんですけども、再任用の場合は当然役職は、多分という言い方おかしいですけれども、役職は外れるというところで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） お聞きしたかったのは、先ほどの前の答弁で医師等については役職定年がないという説明だったものですから、先ほどのような質問したわけなんですけれども、実際、役職定年はないにしろ、70歳ということになるのかどうか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） すみません。大変申し訳ないです。70歳が定年というところでございます。ですから、例えば、我々は昨年まで60歳定年で65歳に引き上げられましたけれども、60歳で役職は外れる。ただ、医師は65歳定年でしたが、70歳になっても役職定年は外れないという話でございます。申し訳ございません。説明が下手でした。すみませんでした。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 令和5年の4月1日まで遡るというような説明だったと思うんですが、今議決したやつは去年の4月1日からですよということ。そういうことは大丈夫なんですか、そういうの。その辺ちょっと何で去年のうちにやらなかつたのさということだ。理屈からすると。条例を遡って適用しますよという話なんでしょうけれども、そのとき、何で定年のときのやるときと一緒にこれもやらなかつたのかということをお聞きしたいんです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） ただいまの三浦議員の御質問もっともな話なんですけれども、昨年度、この条例の一部改正で定年に関する条例制定を上程した際に、医師及び歯科医師でございますけれども、この役職定年は除くという文言の記載漏れというところでございました。ですから、運用に関しましては当然内容は分かっていたので正規の運用はしていたところですけれども、単純にその記載がなかつたというところでございます。おっしゃるとおりです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町の法律なんですよね、法律。間違っていいものと悪いものという区別はないんですが、法律で一番の基本です。人間ですから忘れることもあれば間違もあるのは分かるんだけれども、やっぱり忘れてはならないものというのはあると思うんです。その辺の考え方というか、それをやっぱりきっちとしておかないとね、町長。だと思いますよ。

先ほども黙っていようかなと思ったんだけれども、ついでから言うんだけれども、100万円から200万円までの根拠が分からぬという話じゃないんです。100万円の根拠を出してくれというのならいいや、分からなくても。200万円までの変更、私の思うには、例えば、刑法とか損害賠償法とかいろいろな数合させて国のはうから200万円になりましたよだと思うんです、中身は。だけれども、議会にこういうものを、これは報告だったけれども、その根拠も分からぬでここに出すなという話なのさ。説明のできない議案を出さないでほしい。そういう。そこなんです。

だから、議長に、そういうときは進まないんです、議会というのは。ストップかけても調べてこいと言わなきや駄目ですよ。それでなくても南三陸町議会、何でもかんでもはい、はいって終わっていると言われているんですから。そこをしっかりと、今調べてこいとは言いませんよ、しっかりと、議案として出す以上にはやっぱりそれなりの責任を持って出してほしいと。

終わります。

○議長（星 喜美男君） では、建設課長、後刻伝えてください。

答弁、総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 当然ながら、条例につきましては、我々が働く上で基本となる根本となるものでございますので、今後しっかりと対応していきたいと考えています。大変申し訳ございませんでした。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第52号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例及び南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第52号南三陸町職員の育児休業等に関する条例及び南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号南三陸町職員の育児休業等に関する条例及び南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第52号南三陸町職員の育児休業等に関する条例及び南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について細

部を御説明申し上げます。

議案書は16ページ、議案関係参考資料は、育児休業に関する条例につきましては16ページでございます。企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては17ページの新旧対照表となりますので、お開きいただければと思います。

最初に、南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、議案関係参考資料の16ページの新旧対照表改正案の第7条2項に記載のとおり、会計年度任用職員においても、基準日に育児休業中でも勤務した期間があれば勤勉手当を支給するという内容に改正するものでございます。

なお、第8条につきましては文言の運用における整理でございます。

次に、議案関係参考資料の17ページをお開き願います。

記載の南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、改正案の第21条第1項第1号に記載のとおり「、期末手当及び勤勉手当」を追加するものでございます。

なお、今お話しした基準日という部分に関しましては、6月1日と12月1日というところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、ただいまの説明でちょっと足りないところがあるのでお伺いしますけれども、改正案になりました基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間とあります。その規則で定める、これに相当する期間を含むとありますけれども、この部分を具体的にもう一度御説明願います。

それと、会計の下の育児休業をした職員の復帰後における号俸の調整があります。これも具体的にお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 確かにちょっとこの文章だけでは分かりづらいという内容でございます。ちょっと具体的に例でお話しさせていただければと思うんですけども、先ほど基準日が6月1日と12月1日と話したと思うんですけども、例えば、11月1日から育児休業に入りました。次の年の、例えば、5月1日に復帰しましたとなった場合、基準日の11月1日から休みですので、12月1日はいないわけです。だから、基準日にはいないんですけども、育児休業に入る前は、6月1日の基準日はいたわけですので、そこはその分、翌年の6

月1日の勤勉手当には反映させますよという内容。12月1日の基準日にはいなかつたんすけれども、6月で支払いますよというところ。よろしいでしょうか。ですから、12月はいないんすけれども、その前は、11月以前はいたので払いますよと。

2点目の第8条、号俸についてですけれども、そもそもこの8条に関しましては、改正はしてはいないです。ただ、現行で第8条に（会計年度任用職員を除く。）という部分をその前の7条から持ってきたやつを載せているということで、内容に変更はないんですけども、議員御質問の復帰した後の号俸はどうなるんだという部分に関しましては、そもそも会計年度任用職員というのは年度年度の契約でございますので、我々一般職員とは違って、復帰した際に年度途中で号俸が上がるということはないという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 職員のことについてなので、やはりこういうことは事前に説明欲しいところがあります。議案の説明というか、こういう関係を出すのであれば、事前にそういう協議会とかいろいろなときに合わせて、今度こういうような改正がありますからということを、全部ではないんですけども、こういう職員に関することとか重要なことは、今、課長の説明で皆さん納得したかどうか分からんんですけども、聞いた中では私はある程度は理解しましたけれども、そういう場面があってもいいのかなということを伝えて、申し添えて終わりにします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（三浦 浩君） おはようございます。

及川議員の今の発言の趣旨をちょっと確認したくて。反問権になりますかどうか。従来、議案と申しますのは、事前協議ということは禁止されているわけでございます。それを監査委員たる及川議員さんが事前協議してくれということなのかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 監査委員としている立場の今質問ではないです。議会のこの議場でこういう職員に関する問題なので、議会始まってでもいいです、その以前でなくとも。そういうのの具体的な説明をしてほしかったということだけです。もっと詳細な資料でもいいです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） この法律の適用に関しましては、来年度、令和6年4月1日からの適用でございますので、当然、来年度契約する会計年度任用職員に関しましては、この部分

も当然説明して契約をして納得していただいて雇用するというところでございますので、そこは心配ないのかなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第53号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第53号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、医療職に係る級別職務分類表の職務の明確化のため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第53号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案関係参考資料の新旧対照表で御説明いたしますので、18ページ及び19ページを御覧いただければと思います。

まず、医療職給料表（二）というのはいわゆる薬剤師、栄養士等の給与表でございます。それにつきましては現在7級制としており、令和4年3月に病院事業組織規則の改正に伴い級別分類表が複雑となっておりますため、級別分類表の職務の明確化と整理を行うという内容でございます。

主な改正点につきましては、議案関係参考資料の18ページ下段、4級及び、19ページをお開き願いまして、19ページに記載の現行の5級に記載の各業種の主任につきまして、改正案により主任は4級に整理をいたします。現行6級に記載の課長又は室長につきましては、課長は6級、室長は5級に整理、7級につきましては、薬剤部長及び診療技術部長に整理をするというものでございます。

また、現行の医療職給料表（三）がいわゆる看護師の給料表でございます。この級別職務分類表から、地域医療連携室長の職務につきましては病院事務部の職員が担うこととするため削除するという内容でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、6級の改正なんですけれども、課長又は室長の職務とありますけれども、現在、この課長、室長に該当する方が何名いるのか。そして、これが適用になると何人の人がこれに適用になっていくのかということ。要するに、私何を聞きたいかというと、もう少し説明を丁寧にしていただきたいということを申し上げます。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在、課長の職にある者は3名でございます。室長の職にある者は1名でございます。今回の改正に伴って、これらの職の中に影響はございませんので変更もございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第54号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、年末年始を公民館の休館日として設定したいため、関係条例を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

議案関係参考資料2冊のうち1の20ページをお開きください。

今回的一部改正の主な内容は、新旧対照表の改正案欄の第5条に記載しておりますが、12月29日から翌年1月3日までの年末年始の期間について、公民館の休館日に設定したいというものでございます。

現状のこの年末年始に係る対応は、委託業者による代行員を配置して対応しているところでございます。しかしながら、年末年始の町民の利用状況は各公民館とも非常に少ないものとなっておりますことを踏まえ、今般、行財政見直しの観点から、年末年始は完全休館といものでございます。

もう1点は、現行条例第3条の職員の規定についてでございますが、公民館の職員については、上位法である社会教育法において職員配置規定があるため条例で規定する必要はないことから、条を削るものでございます。ほかは文言の整理でございます。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明、立派でございました。そういう中身、私は聞こうとしていたのが、3日休むことによってどの程度の町民に対して弊害があるのかなと聞こうと思ったんですけれども、事前にちゃんとただいまの説明の中で入ってきておりました。代行員……。

○議長（星 喜美男君） 質疑を行ってください。

○8番（及川幸子君） 3日間置いたということに対しては、ありがとうございます。そういう

説明する側として、そういう、何でいうんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 質疑を行ってください。

○8番（及川幸子君） ただいまのような説明をしてもらいたいというごとです。

○議長（星 喜美男君） 昨日、注意したばかりじゃないんですか。手を挙げれば何を言つてもいいのではないんですからね。

ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、先ほど年末年始の休みを明文化したということなんですけれども、説明によると、委託業者にこれまで頼んでいたのが、あまり利用が少ないので正式に休むということでおろしいのか、再度確認をお願いしたいんですけれども。

あともう1点、この条例には教育委員会は休館日を変更できるということもうたわっていますけれども、こういった休館日の変更というのはどういった事態に、例えば、行われるのか、その点伺いたいと思います。

あと3条の削除については、社会上位法の社会教育法でうたってあるので削除したという説明でしたけれども、実際は館長、主任、その他、上位法でうたっているような職員の配置は今後とも変わらないのか、そのところを確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） まず、1点目の年末年始の委託業者による代行員の配置という部分で利用がないということではなくて、そもそも年末年始の町民の利用が非常に少ない状況ということがございましたので、先ほども申し上げましたが、今般、行財政の見直しという観点から施設利用の在り方を改めて検討した結果、ほかの施設との整合性も考えて、公民館は年末年始を完全休館としてもよいのではないかと判断したところでございます。

それから、開館日の変更というところについては、これまでそういった事例がなかったので今具体にちょっとと思い浮かぶことがなかなかできなくて、お答えできず申し訳ございませんということで御理解をいただければありがとうございます。

それから、今回は、公民館条例の上位法である社会教育法というところで職員配置の規定があるということで、条例からは条を削るということでございますが、それがほかの条例についてもそのように適用するかどうかというのは、担当課としてそこをどう整理するのかというところにも関わってくるのかなと思うので、一概に全て上位法で規定があるからそこを条

例で規定は要しないということにはならないのかなと考えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで再度伺いたいのは、こういった条例のあれが出た際に私思ったんですけれども、昨今、公民館を指定管理への移行という動きもあるやなしやということを聞いていましたので、ちなみに、この休館日からあと3条の削除については、まさしくそれに当たるのかなあと私、勝手に思っていたわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、今後の公民館の指定管理への動きがもしかしたら伺いたいと思います。

あと地域コミュニティーにとって大切な施設でありますので、こういった条例の改正によって公民館活動に何ら支障がないのかどうかその点確認と、あともう1点、条例が変わっていた部分で利用時間から開館時間という変更がなされていますけれども、それは開館していくも利用できない状態になることがあるのかどうか、その点も確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、私のほうから1点目と4点目のことについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の職員配置の部分については、現状と変わることはございません。

それから、4点目が、利用と開館時間につきましては、条例の中で利用という文言を使っておりますので、それに合わせた形ということになりますて、分かりやすく文言を整理したというところでございますので、利用時間は午前9時から午後9時までということで規定されておりまますので、その時間帯は利用したい方はその時間帯利用できるということなので、文言の整理ということで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私のほうからは指定管理関係についてお答えさせていただきたいと思います。

指定管理につきましては、一度社会教育委員さん方に諮問をして1年をかけて話し合いをしていただきました。その結果、答申ということで、そもそも現状の形でしっかりと公民館としての役割を果たしていただきたいということで、指定管理への移行については、その時点では、社会教育委員会さんのはうからはお認めをいただけないというところでございました。

社会教育の推進という中で公民館の役割は非常に大きいものがありますので、こちらにつきましては、現在の職員でしっかりと行って、よりよい公民館活動、よりよい地域の中での役

割を果たしていき、当分の間は現行の形で進めてまいりたいと思っているところでござります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 指定管理に関しては、今の教育長の答弁で分かりました。

そこで最後伺いたいのは、こういった形で条例改正もなされるわけですけれども、現状としましては、志津川の公民館は充実していると思うんですけれども、そのほか、歌津、入谷、戸倉のほうの公民館の、今が不満足というわけではないんですけども、よりよい活動、地域コミュニティーにとっての大切な施設ですので、活動のほうにウエートを置いてもいいんじゃないかという思いがありますが、そのところをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほどの説明に追加をする説明になりますけれども、指定管理につきまして、そもそももう少し頑張るようにというような答申を受けたことを受けまして、これまで公民館職員とのしっかりととした話し合いというのは実はなかったんですけども、今年度については、これまで2回にわたって、公民館の職員を全員集めて、私を含め教育委員会としての今後の取組について、どうあればいいかにつきまして検討をしたり方向を進めております。

各公民館において、隣の公民館がやっていてすばらしい活動についてはぜひ参考にして行ったり、あるいは隣のところでやっている活動をまた別のところでも同じような形で実施することで、南三陸町民にとって様々なカルチャーであったり公民館が地域の方々の寄り合いの場になるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号の質疑を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、前段何点かやり取りありましたが、私からも追加で3点ほどお聞きしたいと思いますのでお願いいいたします。

まず、今回、公民館のほう、改正案のほうで休館日をこのように年末年始設定すると説明ありました。逆に言えば、年末年始を休みにするというのは、さっき言った行財政の観点という部分と利用者が少ないという観点からということでございましたが、年末年始以外の休館日の検討はあったのかないのか。逆に言えば、年末年始以外は休館日にしないということで今まで現行どおり行く理由がそこにあるのかなという部分をお聞きしたいと思います。

それから、2点目については、公民館、それぞれの地区にありますけれども、単独で公民館となっている施設もあれば、複合的にちょっといろいろ入っている、例えば、志津川の場合だと図書館と公民館とか、あと戸倉、自然環境活用センターと公民館と入っておりますので、複合的に入っている施設の場合に、住民の方が、どちらも休館なのか、それとも片方だけ休館なのかというちょっと分かりづらさを整理するために、きっとその周知が行き届くかどうかという部分を少し心配しましたので、そこをお聞きしたいと思います。

そして、3点目が、休館日を変更することができる、特に必要があるときと認めるときはとあります。これは町のほうではなくてあくまで住民のほうから要望が出た場合にこういった変更がなせるのか、それとも町が何か想定をしていて変更する場があるのか、ちょっとそこを詳しくお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、1点目の年末年始の休館日のほかに検討はなされたのかという御質問でございますけれども、そういうことも検討の中ではあったんですけども、やはりそれ以外の土日祝日については多くの町民の方々に利用をしていただきたいということもございましたので、年末年始以外の休館日の設定は、現時点では考えてございません。

それから、2番目の複合的に入っている複合施設への住民周知というところについては、今後、町の広報紙、それから各公民館だより等で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、先ほど今野雄紀議員の質問の際にちょっとお答えができなくて申し訳なかった3点目の点なんですけれども、あそこについては、災害時のときの避難施設ですとか、そういったところになるのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 休館日というのは、公共施設だけじゃなくて、実はいろいろな観光施設だったりとかいろいろ今後出てくるのではないかなど。いろいろ整理していくと、やっぱり

利用者が少ないときに休んで、例えば、メンテナンスをそのときにするとかいろいろ見方があって、そういう意味では、公民館の在り方というのはまた今後もっと考えていく必要性があるかなとも思いますし、先ほど前段やり取りあったように、地域コミュニティーの核となる施設ですので、そこはまた今後いろいろ、バランスの問題かと思いますけれども、バランス取りながら適正に進めていくのかなと期待しております。

踏み込んでお聞きしたいんですけども、利用者が要は少ないと理由もあったので、逆に言えば、年間の利用者とか利用日数とかというのは、きちんと各公民館ごとにリサーチされているかどうかという部分をちょっと踏み込んでお聞きしたいと思います。

あとちょっとこれ聞こうと思っていたんです。2点目は結構です。3点目について、要は防災、有事の際を想定してと今答弁ありましたので、公民館の機能として有事の際は情報の発信元、受信元になり得る核となる施設と捉えておりますので、今おっしゃった有事の際の運用体制はしっかりとなされるのか、そこだけちょっと確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 有事の際の避難所の開設については、教育委員会事務局生涯学習係、それから公民館等のスタッフがそこに当たるということになっておりますので、災害本部から決定がなされましたら、その決定に従って開設するというところになっておりますので、問題はなく進められるのかなと思ってございます。

それから、利用の状況なんですけれども、毎年度、公民館ならず各施設の利用状況をまとめたものをつくっておりまして、そちらの年間の利用状況等は把握している形になっております。コロナ禍もございましたので、年末年始のここ最近3年間の29日から1月3日までの6日間の今年度含めて3年間の平均、単純に6日で割ると、各4館で5人程度というところになっておりまして、非常に少ない数ということになっております。

それから、先ほど教育長もお話ししましたとおり、公民館は社会教育施設というところでございますので、行政が責任を持って地域コミュニティー、それからそういう人づくりというところに地域の核となって今後も運営していくかなければならないという部分を共有して、職員一丸となって取り組んでいかなければならぬと思ってございます。

ただ、地区間だけではなかなか対応できないことも増えておりますので、今後、担当公民館だけではなく生涯学習、それから公民館、私も含めてですけれども、まずは職員でどんどん話合いの場を増やして知恵を出し合いながら、みんなでどういうふうに取り組んでいったら

いいのかなというところを折に触れての話し合いを進めていければいいのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） じゃあ、最後に1点だけ、3つ目の部分ですけれども、そうすると休館日の変更というのは、今のところ、教育委員会で想定されている部分もあるとは思うんですが、逆に何か住民からアクションがあって、特段これは許しますみたいな想定というのは、今のところ、じゃあないという考え方でいいのかどうか、それとも何かあるのかどうか、最後、そこだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 年末年始の今回の休館日の設定というところでございまして、年末年始に特化してお答えさせていただければ、先ほど申し上げたような利用状況でもございますので、今後も、住民の方々からぜひとも年末年始を利用したいなというお申出ももしかしたらなかなかないのかなとしておりますので、申出があった場合には、開館する理由が開館するに適合するというか、そういう状況を聞かせていただいた上で対応というところになるのかなと思います。

基本的には、公民館の利用は3日前までの申請ということになっておりますので、そういう事前に、年末年始は特に、3日前とはいいうもののもうちょっと事前にお話をいただかないとなかなか難しいのかなというのもありますので、その辺も含めて住民の方々に周知を図つてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第55号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第55号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、介護保険法に定める介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料率等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようにお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第55号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書は21ページから、議案関係参考資料も21ページからとなります。また、追って配付をさせていただきましたもう一つの議案関係参考資料2冊のうちの1の2については1ページとなります。資料が大変多くなって申し訳ございませんが、今回はこちらの薄いほうの2冊のうちの1の2の資料を基に説明をさせていただきたいと思いますので、こちらのまでは1ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、1の改正の理由についてでございますが、第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの65歳以上に当たる第1号被保険者の保険料率及び所得段階区分を定めるとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者についての保険料の減額負担に係る保険料率を定めるためでございます。この改正に当たっての背景について、2に記載はしております。

国においては、今後の少子高齢化社会の進展に伴う介護給付費の増加を見据えまして、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、現行で9段階の設定しております所得段階区分を13段階まで多段階化し、その上で高所得者の乗率の引上げ、低所得者の乗率の引下げを行う内容の見直しがされたものでございます。これによりまして、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化され、低所得者の保険料上昇の抑制が図られるということになります。

これを踏まえ、3の改正の内容についてでございますが、まず1点目といたしまして、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率等を定めるとともに、所得段階区分を現行の9段階から13段階に改正するものでございます。

2点目といたしまして、所得段階区分の第1段階から第3段階までの保険料軽減措置につき

まして、第9期介護保険事業計画期間中も継続されることから、実施期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度においても適用することとして改正をするものでございます。

具体的な内容につきまして、次の2ページで説明をいたしますので御覧ください。

資料の右の表が第8期、令和3年度から令和5年、左の表が第9期、令和6年度から令和8年となっております。

まず、今回の保険料率等を定めるに当たりまして、基準となる第5段階の保険料の算出が必要となります。左の表でいうとちょうど真ん中あたりに第5段階がございます。第9期計画期間中に負担していただく保険料基準額は、今後3年間に必要となる介護サービス料等に基づく介護給付費等見込みから勘案、検討を行いまして、月額6,000円、年額7万2,000円と第8期計画期間中の保険料と同額で設定をいたしました。第8期計画から据置きということになります。

資料を御覧いただいてお分かりと思いますが、令和3年度から令和5年度までの第8期において9段階としておりました所得段階を、令和6年度から令和8年度までの第9期につきましては、新たに第10、第11、第12、第13段階を設け、所得段階区分ごとの乗率につきましても国が示す乗率に準ずることとして設定をいたしました。これにより、新設となります第10段階から第13段階までの保険料は、従前属していた第8期の第9段階から記載のとおり引き上げられることとなります。

次に、所得段階区分、第1段階から第3段階までの保険料軽減措置についてでございます。当該措置は第9期計画期間中も継続されることとなりましたので、軽減後の乗率につきましては、国の基準に準拠し、それぞれ括弧書きに記載のとおり設定するものでございます。例えば、第1段階につきましては、本来の乗率0.455となっておりますが、これが軽減され、軽減後の乗率が0.285となります。これにより、第1段階から第3段階までの軽減措置後の保険料につきましては、記載のとおり第8期計画に比べて引き下がるということになります。

なお、網かけ部分に当たる保険料の引下げ、引上げの対象となる第1号被保険者の人数につきましては、令和5年度住民税賦課ベースで申し上げますと、第1段階から第3段階までが約1,270人、第10段階から第13段階までが約140人と見込んでおります。

施行期日は令和6年4月1日となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 大変詳細な説明で理解ができます。その中で1つだけお伺いします。

低所得者の人たちは安くなって高所得者の人たちは高くなると、段階も増えたということなんですけれども、その中で、国民年金だけの収入というと、5段階基準の4段階にあります本人課税年金収入額と所得金額の合計額が80万円以下とありますけれども、年金だけというと、ほかの合計所得があるわけではないのでこのランクに入るのかなあと思われますけれども、その辺、年金だけの収入の人の介護保険料がそのようになるのかどうか、その辺だけ教えていただけます。このランクにあっていいのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員お話しをいたしましたとおり、第4段階、第5段階が該当するものと認識をしております。（「もう1回聞きます」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 年金、国民年金だけだと80万円弱なんです、通常ですと。そういう人がこここの表の該当になった場合、4、5の本人の課税年金、収入と合わせて合計所得とありますけれども、この合計所得を抜いただけでも80万円以下に、70万円前後なのでこれに該当するのかなあと思われるんですけども、これでいいんですかという。こここの5,400円から年間だと6万4,800円、おおむねですよ、このランクでいいのかなというこの質問です。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時38分 休憩

---

午前11時38分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 失礼いたしました。第1段階から第4段階が該当するものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、この第1段階から第4段階までの、私は、普通の年金でもランクがあるわけですけれども、普通の国民年金の額でいうとどこですかと。年金でも100万円超えた年金もあるので、いろいろ年齢差にもよりますので、普通の国民年金だと70万円前後になるわけですけれども、それだけの年金者の場合は月額表でどこに該当するんですかということです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 第1段階から第4段階であります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） いろいろ条件が違うからそうなるという私は解釈しますけれども、そういう中での第1から第4段階だなどということを解釈しますけれども、それでいいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） そのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第56号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第56号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第56号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が施行されたことにより、省令の改正内容と整合性を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議案第56号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定につきまして細部説明させていただきます。

議案書は23ページから、議案関係参考資料も23ページからとなります。

この条例では、第1条で南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第2条で南三陸町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第3条で南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第4条で南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第5条で南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、改正の趣旨が同様であることから合わせて1本の条例で改正するものでございます。

今回の改正理由でございますが、いずれも厚生労働省令の改正に伴いまして、その省令に準じまして町の条例を改正するものでございます。

改正の内容ですが、今日の情報通信技術の進展状況に鑑みて、現行の条例の磁気ディスクやCD-ROMといった特定された記録媒体にかかわらず、幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化することで、経済社会の生産性向上や住民の利便性向上を図ることとするものでございます。

なお、第3条の南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのみ、ただいま申し上げた内容に加え、施設で作成する運営規程などの重要事項の掲示について、現在義務としております書面での掲示とともに、インターネットを使用しての閲覧を必須とする旨の内容に改正をするものでございます。

施行期日は令和6年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第57号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第57号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、これらの基準等を引用している条例について省令の改正内容と整合を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議案第57号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書は26ページから、議案関係参考資料は33ページからとなります。また、追って配付をさせていただきましたもう一つの議案関係参考資料2冊のうちの1の2は3ページからとなります。今回もこちらの薄い議案関係参考資料のほうで説明をさせていただきますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

この条例では、第1条で南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第2条で南三陸町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第3条で南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第4条で南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、改正の趣旨が同様であることから合わせて1本の条例で改正するものでございます。いずれも、厚生労働省令の改正に伴いまして、その省令に準じまして町の条例を改正するものでございます。

初めに、3ページの第1条関係でございますが、この条例につきましては、原則、町民のみが利用できる地域密着型サービスのうち、要介護者向けの条例となっております。

改正内容が多岐にわたっておりますので、ここでは主な4点について御説明をいたします。

まず1点目が、表の2段目、管理者の項目において、管理者の業務範囲について敷地要件やサービス類型を限定しないことに改めるものであります。

2点目が、表の3段目、具体的取扱方針の項目におきまして、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとする禁止規定を設けるものであります。

4ページをお開き願います。

3点目といたしまして、表の4段目、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務づけるものでございます。

4点目といたしまして、表の5段目、協力医療機関との連携体制を構築の項目におきまして、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、実効性のある連携体制を構築する旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2条の条例は要支援者向けの予防事業に関する条例となっておりまして、主な改正内容につきましては、ただいま御説明をいたしました第1条の改正内容とほぼ同じでございまして、適用される事業所やサービス種別が要支援者向けのものになるという違いでございます。説明は省略させていただきます。

続いて、8ページを御覧ください。

第3条関係でございますが、こちらは地域包括支援センターが行う要支援者向けの介護予防

事業に関する条例でございます。

主な改正内容につきましては大きく3点ございまして、1点目は、従業者の員数の項目におきまして、現在、要支援者の介護予防支援の提供を全て地域包括支援センターで行っているものを指定居宅介護支援事業者も提供を行うことができるようになる旨を規定するものでございます。

続いて、2点目は、先ほども第1条、第2条のところで申し上げましたが、管理者の兼務範囲について規定をしております。

3点目は、表の5段目と6段目、記録の整備及び具体的取扱方針の項目におきまして、身体的拘束等の禁止規定を設けるほか、利用者との面接において、現行3か月に1回の訪問を義務づけているところを、6か月に1回はテレビ電話装置等を活用したモニタリングでも構わないとする旨の規定を加えるものであります。

最後になりますが、9ページを御覧いただきたいと思います。

第4条関係でございますが、こちらはケアマネジャーの事業所が行う要介護者向けの支援事業に関する条例となっております。

主な改正内容につきましては、ただいま御説明をいたしました第3条の改正内容とほぼ同じですが、従業者の員数の項目の内容がケアマネジャーの1人当たりの取扱い件数の緩和に係る人員基準に関する内容となっていること、また具体的取扱方針の項目におけるモニタリングを可能とする頻度が2か月に1回としていることが第3条の違いでございます。

この条例につきましての施行期日は令和6年4月1日となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 大変ボリュームの大きい条例改正かなと思います。ざっくり私の認識をお伝えするんですけども、4条立てですから、介護関係の4本の条例を1本で改正すると。新しい法律ができるので、それに合わせて介護施設の運営体制に対して法整備をするというものだよという認識をしております。

その上でお話をさせていただくんですが、突っ込みどころというか、考えなきやいけないところはたくさんあると思うんですけども、私のほうからは1つに絞ってお伺いしたいんですが、議案関係参考資料2冊のうち1の2のほうで見れば4ページと7ページになると思うんですが、読み上げると「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽

減に資する方策を検討するための委員会設置」の部分です。要は新しい委員会を設置しないということなのかなと推測するんですが、庁内様々、諮問委員会、検討委員会ございます。介護に関して、保健福祉の分野に関しても様々な委員会が既にあると思います。また、新たに介護の施設の職員の負担軽減等に関する検討する委員会を設置すると、これ大変なんじやないかなと思うんですけれども、具体的なめどは立っているんでしょうか。

例えば、何人ぐらいでとか、こういう人にお願いしようとか、または第1条と第2条、1本目の条例と2本目の条例で両方とも委員会設置しなさいと書いてありますけれども、委員会2つ設置するのか、これ介護で同じものだから併せて1つの委員会を設置しようと考えているのか。この委員会設置に関しては困難が多いんじゃないかなと思うので、今どのような方策を考えているのか伺います。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、午前中の報告第13号に対する及川幸子議員の質疑に対する答弁をいたさせます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど答弁をちょっと保留させていただきました報告第13号の罰則金が100万円以下から200万円以下になぜなったのかという御質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

警察庁発表で、ここ17年間、DV被害については倍増し続けているという状況でございます。その状況を受けて、国では、DVの発生抑制及び被害者保護のために罰則規定をより強化、厳格化して防止に努めるということで、現行の最大100万円以下の罰金を200万円以下ということで結果として倍増したということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。

それでは、議案第56号の後藤伸太郎君の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今回の改正ですが、国の3年に一度行う介護報酬の改定に合わせて、介護サービスの効率的な提供の観点などから、このような多くの見直しがされているところでございます。

委員会の設置に関してですが、この委員会については、町が設置をすることではなく

て、施設側、事業者側が設置する委員会ということになります。その委員会の中で、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職場の負担軽減、こういったところを委員会の中で職員の中で話し合うということになります。

当然、今度は施設側の負担というところにつながってくるわけなんですかけれども、そういうところから3年の経過措置を設けているということと、それから施設側では、現在、既存である会議体といいますか委員会を複数持っています。その現在ある委員会と抱き合わせの格好で委員会を運営してもいいということになっておりますし、いずれ働き方の部分もテーマとして委員会の中で上げていただくことになりますので、いずれはそういったところにつながっていくというところを考えますと、3年後にはしっかりこの委員会を立ち上げて、介護事業所の中で話し合いをしていっていただければなと考えております。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。先ほど私、議案第56号と申しましたが、57号に訂正させていただきます。

後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町で設置する検討委員会ということではないということなんですね。議案会議参考資料で、すみません、私も細部について確認しようと思いましたので、委員会の設置を義務づけるというお話でしたから町に対してなのかなと思ったら、議案書を今改めて振り返りましたら、委員会を定期的に開催しなければならないという規定なんですね。新たにどなたが委員を任命してとかそういうことではないということですね。分かりました。

それであれば話は変わってくるんですけれども、庁内、庁舎内にも様々そういった検討の委員会、これ町の話です、今のお話の続きではなくて、いろいろな会議体があって、町の方針等について諮詢したり検討していただいたりというところの委員会はありますけれども、独自で回る会議というのが理想なんだろうと思うんです。こっちから話題を提供して事務局機能を役場の職員さん担って、むしろ職員の皆さんのリソースが割かれるだけならなくてもいいんじゃないのかなと思ったりもしますので、今回の委員会設置というか委員会の開催義務ということですか、開催義務を新たに付与するということだと思いますので、介護の現場における課題、一番は人手不足とそれから報酬、労働の重さに対して見合った対価が支払われているかというところが大きいのかなと思います。そういった委員会で検討されたことが町にも上がってき、保健福祉課もしくは当局でもそこに対して対応すると、何かしらの補助をしたり検討を加えたりということもあるんだろうと思いますので、3年の経過措置の間に委員会が設定されて、そこで現場の切実な声が上がってきた際には、ぜひそこに対して何らかの

補助、支えている人たちがいなくなってしまうというのが地域にとって一番よくないことだろうと思いますので、そこには一定程度財源、それから人手かけるべきだと思いますので、その辺り、将来どのようにしていく展望なのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 現時点においても、それぞれ施設のほうで地域住民、それから保健福祉課の職員を参加メンバーとする運営推進会議というのが行われております、その中で、施設側の問題とかそういったものは随時共有をしているところでございます。

新たに委員会というところで、これまで運営推進会議で話題にならなかつた部分も出てくると思いますので、そういったところをしっかり町のほうでも捉えて支援をしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、前段の後藤議員の質問にもちょっと関連する部分もあるかもしれません、地域密着型サービスについてちょっとお聞きしたいことがあります。

まず、今、課長のほうからの答弁の中で運営推進会議はきちんと開かれているというところで、問題共有もされているかなと。そこがまず大前提というか、この地域密着型は、いろいろ国の法令は変わるにしても、監督責任、指定の責任は市町村にあると、権限が市町村にあるということですので、やはり私たちの町の中でしっかり対応していかないとサービスが成り立たないということになりますので、そこは今回、追加情報がかなり増えた印象がある改正ですので、今の答弁の中でもちろんきちんとやっていくということで伺ったんですが、ちょっと追加でお伺いしたい部分、委員会の設置ではなくてその記録の整備と、それから掲示の部分について、私から質問させていただきます。

前段の議案の56号で電磁的記録の部分についてはされていくということで理解したんすけれども、記録について、まず事業所さんのほうは現状の電磁的記録がしっかりされているのか、それともちょっとまだ足りていない部分があるのか、2点目の質問に関わってくるんですけどけれども、掲示という部分で、今回、運営規程の概要等の重要事項について、原則としては書面掲示に加えウェブサイトにということを義務づけるものということになりましたので、ウェブって結構開くのも大変なんです。ですので、その辺の整備というのが、今までなされてきたと思うんですが、まだ未整備の部分があるのか、そこに対してどうアプローチしていくのか、ちょっとその部分をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 1点目の質問ですけれども、電磁的な対応がなされているかというところでございますが、介護業界というと、どうしても紙ベースで残しておくというのが根強いかなという私も印象を受けておりますが、やはりＩＣＴ化というか、この流れの中で、徐々に各施設においてそういったものを使って対応してきているというところは認識をしてございます。

それから、ウェブでの掲示の部分に関しましては、ちょっと全て確認はしていないんですけども、ホームページをじやあ持っているのかどうかというところから始まるのかなと思うんですが、この書面の掲示に関しては、仮にホームページを持っていない場合であったとすれば、全国一律の全国の介護事業所全ての情報が載っているサービス情報公表システムみたいのがございまして、その中でそういった重要事項を掲示するという方法を取っていただくことになるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっとかなり難しい部分というか、今まで、議会もそうかもしれません、紙媒体から電磁的媒体に切替えて結構、言葉で言うのは簡単ですけれども、そんなに簡単じやないのかなと印象を持っておりますので、そこはちょっとすぐにではなくて、もう世の中の流れとしては、やはりセキュリティーの問題とか個人情報保護の問題とも併せて、やっぱりウェブ上の対策というのはどうしてもやらざるを得ないのかなというのは、ちょっと事業所さんの負担が増すという印象がどうしても拭えないので、その辺はかなりバランスを取ってやらなければなと思うんです。

そこで、町からやっぱり監督責任もあるということできちんとサポートできる部分というのをしっかりとやっていただきたいという部分と、あとは今、記録の話で、結局ウェブ上に載せるという話につながっているんですけども、その際、やはり気をつけなければいけないのは、バックアップがきちんと取られるのか、そしてやはりセキュリティーが本当に大丈夫なのか、全国一律のシステムであればそれなりにセキュリティー対策とかもされているとは思うんですが、もし仮に個別でやっている場合に、そこまで対策されるのかどうかというのもそんなに簡単ではないだろうと思いますので、まずその辺、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） その辺りは、当然、事業所の中でそういった対策を講じられる人を育てていくというか、そういった人材も必要だと思いますし、また町のほうでも定期的

に集団指導、運営指導なりを行っておりますので、議員今おっしゃった部分についても、こちらから指導はしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、その点はしっかりとということをお願いしたいと思いますし、これは当然、事業所様だけではなくて、やはり町としてもそうだろうなということだと思います。すみません、ちょっと57号をやっているのに56号の話にちょっと及んじやっているんですけども、その記録媒体、要は、いわゆるハードディスク、CD-ROM、それからDVD、磁気テープもそうかもしれません、現状、クラウドストレージサービスというのは、それもちゃんと使われているのか、それともまだ使われていないのか。さっきのバックアップ取っていますかという話にもつながるんですけども、その部分、現状どうなっているのか、そこをお聞きして質問を終えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 確かな話はできないんですが、恐らくまだそこまでの機能というところまでは至っていないのかなあということで御了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、私のほうから、伊藤議員の件も私も同感なんすけれども、今でさえ職員が不足している中で運営している施設が多いと思われます。その辺はよく事業所のほうと相談して、3年という期間がありますのでそこをその間で充実させていくような手法を取っていただきたいと思います。

それから、4ページの後藤議員も聞かれた委員会の設置の中で、これも義務づけになるわけですけれども、そこでこの中に介護サービスの質の確保とあります。1から介護度があるわけですけれども、4号は寝たきりの人で、1、2、3の人たちはヘルパーなどを利用して比較的動ける人なんですけれども、これが介護サービスの質によって随分と変わっていくんです。レベルが悪いレベルから上がっていくという可能性も見いだせますので、介護サービスの質を上げるためにケアマネの計画があるわけですけれども、そのケアマネ、各事業所、総体的にこの町で何人いるのか、分かっている範囲でいいですので何人いるのか。以前は、当初は43名ぐらい、今は40名ぐらいになっているのか。それは1人の受け持つ範囲すくすくも、併せてそれと各町内にいるケアマネの数です。分かっているのであれば、その事業所単位で違うと思いますけれども、その辺をお伺いいたします。

それから、委員会の義務づけなんすけれども、委員会ごとの記録というか、問題になつて

いるというものが町に上がってくるのがどのような手法で上がってくるのか、上がってこないのか、そういうことをお伺いします。分かっている範囲でいいです。

それから、次の5ページの勤務体制の確保があるわけですけれども、187条、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないと、努力義務で義務づけではないんですけど、これはユニットの施設管理者が研修を受講するとなつております。そうすると、これは国が開催する研修なのか、その辺、分かっている範囲でお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、1点目のケアマネの人数でございますけれども、現在、町内に籍を置いているケアマネの方は5名となつております。

それから、2点目は、委員会設置をして委員会の議論の状況とかを町に報告するという意味でしょうか。（「はい」の声あり）国からの通達といいますか通知によって、そこまでの内容については記載はありませんけれども、先ほども申し上げましたように、運営推進会議の中で様々な施設側から報告等いただいておりますので、その辺りは新しい委員会設置された以降、町としても報告をもらうのかどうかというの、整理をして施設側と協議したいと思います。

それから、ユニットケア施設管理研修会の主催者が国かということですが、申し訳ございません、それが国であるかどうかというところはちょっと分かりかねます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 3年の経緯を見なきやならないわけですけれども、介護サービスの質というものは非常に大事なことですので、毎月、計画書が出てくるわけですけれども、その計画によってその人のレベルが上がる、下がるが決まってきますので、それを充実させるためにも、1人当たりのケアマネが受け持つクライアントの数というものは、今は40人ぐらいだと思うんですけども、今は何人になっているのかということをもう一度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） ケアマネの受け持つ取扱い件数ですが、今40名の取扱いをしているケアマネに関しては、今回の改正によりまして45件まで取扱い件数が緩和されるということになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、これからは高齢者人口が増えている中、この受け持つ件数が多くなる、現在40から45名ということで5人増えるわけですけれども、そういうこれから高齢者が

増えて介護保険制度が充実しなきやならないのに、私的にはですよ、1人の5人も増えるとなると、介護サービスのよりよい中身、クライアントさんにいいサービスの提供ができるのかなあという疑問が残るわけですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 現在、実態として町内のケアマネさんが受け持っている件数というのは、先ほど40件という上限をお話しいただきましたけれども、当然、それよりも低い数字で推移をしているといった状況になっています。高齢者が多いということはそのとおりなんですけれども、今、町内にいる5人の方、当然、町外のケアマネさんを使っている事例もないわけではありませんけれども、その人数の中で足りているといった状況と認識をしております。

また、高齢者が増えるというところは、高齢化率というのはこれから本当に徐々に上がっていくわけなんですけれども、高齢者の数というところでは、実は今がピークというところで私は捉えております。今回の介護事業計画の中でも、これから推移ということを見込んで計画の中に上げておりますけれども、今年とか向こう3年間がピークであるだろうと考えておりますので、さらに、今、町のほうでも介護予防事業に取り組んでおりますけれども、さらに介護予防事業の取組を進めて、要支援、要介護にならないように、そういうところで事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ちょっと事務的なことで恐縮なんですが、確認で、委員会設置に関することなんですが、新たに各事業所で委員会を設置しなさいという法律。その構成メンバー、地域住民あるいは職員でやりなさいというまでは認識していたんですけども、先ほどの答弁の中で、既存の委員会と抱き合せという言葉が出てきたので、どれぐらいの抱き合せが許されるのか。そのまま別な委員会があって、それがそのままそっくりそのメンバーが新しい委員会になってもいいのか、あるいは半分ぐらいだと、その辺の抱き合せというその解釈がどうなのか。今、初めてその抱き合せという言葉を聞いたものですから、その辺のところ、お分かりでしたら。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） すみません、私の認識では、住民さんが入る会議というのは、先ほど来申し上げている運営推進会議というのがあります。そこにはいろいろな方というか、事業所の職員、地域住民、町の職員等が入って、事業所のこれからよい在り方みたいな

を話し合っていくんですけども、先ほど既設の事業所にある委員会というのは、職員のみで構成をされている会議、例えば、リスクマネジメント会議とか身体的拘束に係る委員会とかそういうところで、あくまでその構成員は施設の職員ということになりますので、今回の委員会に関しても、私の認識では施設の職員のみで構成するということで捉えておりますので、その施設の委員会の職員がすっぽり行くのか、それともどなたか1人、2人抜けるのかというのはちょっと施設側の判断かと思いますけれども、そういう流れになるのではないかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第59号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第59号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度漁港施設機能強化事業外（ばなな漁港中山地区）防波堤等整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第59号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は48ページとなります。

契約の目的、令和4年度漁港施設機能強化事業外（ばなな漁港中山地区）防波堤等整備工事でございます。

契約の金額、変更前1億2,870万円、変更後1億2,518万4,400円、351万5,600円の減額でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

それでは、議案関係参考資料2冊のうちの2、4ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうには、今回の工事の主な変更内容を記載させていただいてございます。

土工につきましては、土工数量の変更に伴う増ということで、これ、さきにかけました石浜漁港同様、当初では海底に堆積土砂が見られたんですが、波浪等の関係で堆積土砂が流出して、今、管が露出しているという状況でございますので、土工がなくなってゼロということでございます。

基礎工につきましては、基礎捨石の数量変更に伴う増ということでございます。

それと被覆・根固工でございます。こちらにつきましては、本来、被覆ブロックにつきましては、28個据え直し、現行あるものを凸凹になっているものを据え直して再利用しようということで計画をしてございましたが、結果、うち13個が破損をしていて、もう一度、製作、据付け、撤去が必要だということで400万円の増となったものでございます。

それとあと補修工といたしまして、水中不分離コンクリートの数量変更に伴う減ということで、これは実施に伴う減ということでございます。

それとあと共通仮設費といたしまして、起重機船の回航距離の変更に伴う増ということで、当初は気仙沼から志津川と見込んでございましたが、気仙沼に使用できる船がないということで、石巻から持ってこざるを得ないということで変更になったものと、それと先ほどの土工の減に伴いまして、土工があれば汚濁防止膜を設置いたすところではございますが、土工が減になったということで汚濁防止膜の数量が減になって、結果といたしまして約600万円の減ということでございます。

1枚おめくりをいただきまして議案関係参考資料5ページには、ちょっと見づらいんですが、真ん中から左側は平面、やや真ん中から右側は断面ということで、それぞれ先ほど御説明をさせていただきました箇所の具体的な変更数量等々について記載をさせていただいてございます。

1枚おめくりをいただきますと、6ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただい

てございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度漁港施設機能強化事業ばなな漁港（中山地区）沖防波堤整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、続きまして議案第58号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書については47ページとなります。

契約の目的、令和5年度漁港施設機能強化事業ばなな漁港（中山地区）沖防波堤整備工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、1億9,646万円でございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

では、議案関係参考資料2冊のうちの2、1ページをお開きいただきたいと思います。

2番目、工事場所でございます。歌津字中山地区、先ほどどの議案59号と同じ場所でございます。

工事の概要につきましては、中山沖防波堤工事（消波工）施工延長77.1メートル、消波ブロック製作・設置30トン型200個となってございます。

工事期間につきましては、3月29日までとしてございますが、先ほどお認めをいただきました令和4年度分の工事が、沖防波堤本体の補修が終わらないと施工ができないということでちょっと遅れた関係もございまして、こちらのほうにつきましても、最終的には繰越工事といたしまして完成の見込みは6年度の9月を完成目標としてございます。

1枚おめくりをいただきますと、2ページには先ほど同様、おおむね真ん中から左側には平面図、右側には断面図を掲載してございます。

それと、3ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ここは概要で、馬場・中山・名足ということではなな漁港になっているんですけども、以前、この参考資料の2ページの中で、昨日、中山防波堤の途中が崩れたからそこを修復という議案があったと思うんですけども、それは完了してあるのか。そして、これを6年の6月までに完了した場合、59号、58号ともした場合は、あそこはこれで完了となるのか、引き続きやることがあるのか。その辺、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大きく2点の御質問と捉えてございます。

1点目でございます。先日、今、議員のおっしゃった場所はこの図面の中の左端の中山防砂堤という、ちょっと字が小さくて非常に見づらくて大変恐縮なんですが、こちらのほうの防砂堤の設置ブロックが、やはり経年劣化等々で隙ができたり歪みが出たりということで、こちらのほうの工事につきましては、ちょうど波打ち際ということもございまして、やはり春

の大潮を待たないとなかなか生コンを打っても養生ができないということでございますので、春の大潮を待って施工をすることとしてございます。

2点目でございますが、今回、本来であれば今回の工事で中山の沖防波堤は全て完了という見込みでいたんですが、2ページのほうの右のほうの断面図を御覧いただきたいと思います。赤い塗り潰しの上に別途施工と括弧書きで書いてある部分がございます。これ実は昨今のいろいろな諸条件によります物価上昇に伴いまして、生コンですと、高いものですともう約15%、それも去年から今年ということではなくて5年度内で15%も上がっていると。あと人件費等に関しましては、4年、5年に関しても約5%ぐらい上がっているということ。あとその他の物品等についてもちょっと高騰してございまして、残念ながら、今回の事業で中山の沖防波堤を完成させたかったところではございますが、あと若干具体に申し上げますと、30トン型の消波工約47個ほどちょっと予算が足りないということでございまして、そちらにつきましては、今後、また国・県のほうと事業要望しながら完成に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここは概要なものですから、工事するのも今言ったとおり春の大潮のときでないとやれないという部分も話されましたけれども、何しろ潮の流れの波の影響が大きいものですからそれは十分承知しますので、完成が早まるように努力していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第60号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第60号工事請負変更契約の締結についてを議題とした

します。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度町道横断1号線道路改良工事（第1工区）に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第60号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は49ページとなります。

契約の目的、令和4年度町道横断1号線道路改良工事（第1工区）でございます。

契約金額、変更前1億8,700万円、変更後1億6,049万3,300円、2,650万6,700円の減でございます。

契約の相手方、阿部藤・サトーJVでございます。

続きまして、議案関係参考資料2冊のうちの2の7ページをお開きください。こちらのほうに主な変更内容として記載をさせていただいてございます。

土工工事につきましては、施工範囲の調整に伴う減、施工範囲をちょっと縮小するということでございます。あと土砂の場内運搬に対する増と、それと土砂処分先の変更に伴う増ということでございまして、施工範囲の調整に伴う減につきましては、次の61号のほうでも同様の内容での変更となります。ちなみに土工の分の施工範囲の調整に伴うものについては1,200万円の減ということでございます。

それと法面工でございます。こちらにつきましても、施工範囲の調整に伴う減ということで、アンカーワーク、それとあとり面等のメッシュ工の減ということで2,700万円の減額となるものでございます。

排水構造物につきましても、施工範囲の調整に伴う減ということで100万円の減ということで、合わせましてトータルで約2,700万円の減となるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、8ページをお開きください。

こちらのほうにはおおむね先ほどと同様に、真ん中から左側に平面図、右側に断面図、先ほどの主な概要に示してある数値がそれぞれ記載をしてございます。

それと次の61号に係つてくる部分というところが、この黄色で塗りました断面、施工範囲の調整というところの黄色着色の部分でございます。なぜこのようなことになったかと申し上げますと、当初は、やはり施工分界点ということでアンカー工までを一区切りにしようということで工事のほうを発注していたところではございますが、国・県からの指導によりまして、R4年度事業費については5年度内に全て消化しなさいと。本工事につきましては、4年度予算と5年度予算、若干上積みをして切りのいい施工分界点まで施工をしようとしていたんですが、国のはうから、いや明確にちょっと分けろというような御指導を受けておりまして、今回、本工事については令和4年度の予算を使い切るという形での減額変更ということでございまして、この減額になったものにつきましては、次の議案の61号で増額で、そちらのほうで施工するというような内容となってございます。

9ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、課長の説明で60号、61号関連性あるということで、その点は理解をいたしました。

私、個人的に毎日のように見ていますと、工事が大きいのでなかなか進捗のほうがちょっと気になっていたんです。予算の執行とあと工事の進捗率、ちょっと計画どおり行っているのか、また予定より遅いのかも含めてお答えをお願いしたいと思います。

あとは伐根処分の増となっております、99トン。私、いつも思うんですけれども、いろいろな調査をやってきていて、今この段階になって何でこれだけ増えるんだと、その辺ちょっと疑問なんですね。

あとその下に土砂処分先の変更による増6,800立米で、変更先によって増ということは、そこで分類するから増えるのか、最初の予定地はどこで一括して持つていけるのか、今度、搬入先が変わって、それをもっと石とか木くずとか、ここで分類するためにこれがどうなったのかを教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 伐根につきましては、おっしゃるとおり木の本数は分かっておりま  
すし木の補償もさせていただいてはいるんですが、根っここの部分というのは、やっぱりなか  
なか最終的に処分をしてみないと数量といいますかトン数とかちょっと立米数が分からな  
いというところもございまして、どうしても今の時期になってしまったというのが1つでござ  
います。

それとあと土砂処分先の変更による増ということで、ここに細かい数字は記載してございま  
せんが、約300万円ほど増ということでございますが、今、熱海の事故以来、残土等の捨場に  
ついてなかなかちょっと条件が厳しくなってきてございまして、本来は、町の旧戸倉小学校  
跡地周辺に持つていこうかということで予定をしていたわけですが、今回はちょっとざっく  
ばらんな話、遠藤組さんのはうの近場ではありますが、ちょっと若干処分費がかかるという  
ことになりますが、そちらのはうの許可のある捨場のはうに運搬先を変更したというためで  
ございます。

以上、2点でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、あと見込みというお話がもう1点ございました。

来年度の6年度事業費要望をもう今してございます。6年度事業費が当初より予定どおりつ  
けば、ちょっとなかなか、ところてん状態で上からだんだん下りてこないと、下だけちょっ  
と1種はできないというような状況でございますので、6年度予算でついた限りにおいては、  
極力6年度で終わらせたいというお話をしたいところではあるんですが、次に出てまいりま  
す議案61号につきましても、完成が6年の一応12月を見込んでいるということでございます  
ので、来年度予算につきましても残念ながら令和7年度への繰越しとなる見込みでございま  
す。

工事のはうにつきましては、予算配分後につきましてはほぼ順調に進んでおりまして、今現  
地のはうも議案60号につきましてはほぼほぼ形がもう見えてございまして、遠くからでも施  
工の状況がよく見えるというようなところまで大分進んでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

何か今の進捗率とかあれというのはちょっと分かっているようで分からないので、専門家か  
ら見るから余計進んできたと見えるということで、私素人なもので、あそこで信号待ちとか  
いろいろ首長くして見ているんだけれども、なかなかそんなふうに見えなかつたなど。それ

はプロと素人のあれでもって、それは了としました。一生懸命やっているのはもう出ていませんので、安全・安心な施工に努めていただきたいと思います。

根っこなんですけれども、おっしゃるとおりなんです。根は、株は見えるんだけれども、どれだけ張っているかは分からぬ。分かりました。でも、かなりの本数もあるんだけれども、これだけの数量が出るのかなとそれちょっと疑念だったので、これはこれで了解しました。

あと残土の捨場というか一時置場、戸倉地区、それだったんだけれども、熱海の事故以来ということで了解しました。遠藤組さんのはうに行っている。ただ、変更先による増が6,800立米なんですよね。この意味が分からぬんです。あっちに置けば、じゃあ6,800立米少なかつたんですか。私はそういうふうに解釈していく、ちょっとその辺説明お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） こちらにつきましては、先ほど黄色の部分の差ということで、本来は黄色の部分まで施工する予定だったものですから、その場合は9,000立米だったんですが、そういった国・県の指導がございまして、黄色の部分を今年度の発注工事に回すということで、その分でここで2,200立米ほど減があったということで、運ぶ場所が減ったのではなくて、施工する範囲が狭くなつたので量が減ったということで御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） それは分かりました。

ちなみにですけれども、今、大型ダンプに大体何立米積めるんでしょうか。こういう立米数が出てくると、やっぱり、例えば、昔だったら5.5立米ぐらいで1台とか、今どれぐらい積んでいるか分からぬですけれども、それによってやっぱり立米だと、じゃあダンプ100台だなとか1,000台だなとか、これだけ金かかるよなと、そういうのが理解できますので、今回はともかく、次回からそういう口頭でいいですから説明をつけ加えてもらえば理解できるかなと思いますのでよろしく。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにござりますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

議案の60号と61号関連がありますけれども、私的には、6年度に工事をもつてたってことで増減の額がプラスマイナスゼロになるのかなと見てたら、トータルで1,000万円多くなっているんです。その要因をこの資料で見ますと、法面工が多くなっているような表示になっている

んです。この差額の1,000万円というものは、資料を見ますと、今、建設課長が申された黄色の線が抜けて、そして次の3,680万円にすっぽつとそっちの工事になるというような内容ですけれども、このアンカー工……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、それは議案第61号の分じやないですか、今言われているのは。

○8番（及川幸子君） 60、61号、どっちにもかぶさっているので、その黄色い線……。

○議長（星 喜美男君） 次ので聞いてください、それは。

○8番（及川幸子君） 今、60号ですよね。

○議長（星 喜美男君） 今、60号です。

○8番（及川幸子君） そして、その60号の黄色の部分が次の61号に出てくるわけですけれども、この黄色の部分を抜くということは、24本のアンカー工が抜けてもこの工事は大丈夫なんですかということです。60号で58本になっているんです。だから、その58本のアンカー工が抜けて、次の分で24になっていますけれども、それで大丈夫ですかというの。58本から抜けて24本になるということは大丈夫ですかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、先ほどもちょっと御説明したつもりではいたんですが、議案第60号の土工に関しましては、大きく主な変更内容として3点を上げさせていただいてございます。その中で、施工範囲の調整に伴う減というのは1,200万円ですということで先ほど御説明をさせていただいてございます。それは61号の議案関係参考資料のほうとも合致してございます。

それと、法面工の2,700万円の減につきましても、ちょっとこれ私、内訳を言い忘れたかもしぬませんが、調整分とメッシュ分ですということで調整分がマイナスの2,400万円、これも61号の事業概要と合致いたしますので御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 61号に行く分は分かりました。

ただ、何回も言うようですが、ここで黄色の部分はアンカー工、本来なれば82本でやるところが58本に落ちているということです。そして、さらに61号へ行けば28になっている。そのアンカー工の本数がそのように少なくなつてもこの工事の完成には支障ないですかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます。資料をよく御覧いただきたいと思うんですが、60号のほうにつきましては、82本やる予定だったのが54本となってございます。ちょっと61号の参考資料を見ていただきますと、そちらのほうは24本となっているわけでございますが、58足す24は82本でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 60号。先ほど同僚議員もちょっと伐根の関係の質問をしたんですが、そうすると表を見ますと、当初は伐根費は見なかつたという見方でよろしいですか、ゼロになっていますので。参考資料の7ページです。それで、後で700万円の伐根費がかかったという解釈でよろしいですね。最初から伐根はないものとしてやつたのか、やってみないと、掘つくり返してみないと分からぬから後で足しましようということでやつたのか。後のはうだと思うんですが、そういうやり方はいいんですか。予想しているにもかかわらず、やってみないと分からぬからやってみてこのくらいになりましたと、だから足しましたというやり方なんでしょうか。

それから、700万円の根拠を出してください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、今、ちょっと細かい設計書が……。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの伐根の関係でございますが、当初どうだったんだという御質問がございました。当初については、設計書で確認してまいりましたが、当初はゼロ、実績に合わせて99トンということで積算を行つてございます。

状況を確認してきましたところ、当初はゼロということで見込んでいなかつたと。実績として99トン発生をしたということで、議員おっしゃるように、当初から当然ながら出ることは分かっていたにもかかわらず、なかなか伐根の場合だと、言い訳がましくて大変恐縮でございますが、なかなか山によって伐根の量が平米数当たり幾らと単純になかなかちょっと出てこないというところもございまして、こちらについては発注時ゼロ、後はその実施に合わ

せて精算ということで発注をしているという状況でございます。

今後におきましては、やはり前例ですか、どちらかの山で平米当たり幾ら出たので、この山もどうすればそれをするので、平均的なところでこのぐらいということで、今後におきましては、議員おっしゃるとおり発生するのは分かっているものでございますので、見込みであっても今後については発注当初から数量のほうを計上しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 内容は今お話しされたようですが、まさか土と一緒に投げようと思ってやったのではないだろうと思うんだ。何かそう疑いたくなってくる。話は何とでもできるんだ。やっぱりこういうのは99トンのものが予測がつかないというはずがない。木を切っているんだから。少しばかりの量じゃないですよ、自然ですから自然。気をつけてください。

終わります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 御指摘ありがとうございます。今後そのようなことのないように、当初から見込みの数量で計上させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第61号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和5年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第61号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

ページ数は議案書50ページとなります。

契約の目的、令和5年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約金額、変更前1億6,280万円、変更後1億9,960万6,000円、3,680万6,000円の増額でございます。

契約の相手方、阿部藤・サトーJVでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2、10ページをお開きください。こちらに主な変更の内容を記載してございます。

先ほどの議案第60号と関連いたしますが、土工におきまして施工範囲の調整に伴う増ということで1,200万円のプラス、法面工におきましては同様に調整に伴うものといたしまして2,400万円の増、排水工についても同様で100万円の増ということで、合わせて3,700万円の増額を行うものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、11ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうの下の薄赤い着色部分が現行の発注範囲でございまして、今回の増額範囲につきましては、ちょっと濃いめの赤の範囲ということでございます。

数量につきましては、記載のとおりでございます。

アンカー等についても不足といいますか、令和4年度工事で施工できなかった24本をここでしっかりと施工するというような内容となってございます。

12ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第62号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第62号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度町道平磯連絡線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第62号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は51ページとなります。

契約の目的、令和5年度町道平磯連絡線道路改良工事でございます。

契約金額、変更前1億1,550万円、変更後1億4,679万6,100円、3,129万6,100円の増でございます。

契約の相手方、遠藤・佐千代JVでございます。

それでは、議案関係参考資料2冊のうちの2、13ページをお開きください。

今回の変更内容といたしまして、標識工、案内標識設置といたしまして7基増をしまして5基を12基、合わせまして金額とすると2,000万円ということでございます。あと照明灯につき

ましては、見込んでいなかったということでございますが、こちらについては5基を増設するということで、合わせまして3,100万円の増ということで、どうしても南三陸海岸インターからの南三陸町のある意味顔ということでございますので、案内標識、照明灯についてはしっかりと整備を行いたいということで増額をするものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

それぞれ照明灯、案内標識の設置位置につきまして掲載をさせていただいてございます。

それと、15ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

本工事につきましても、契約工期につきましては3月20日となってございますが、いろいろ関係機関との調整等々に時間を要したために、最終的な完成の予定は令和6年の6月の完成を見込んでございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここの路線は避難道にもなっているので、こういう標識とか照明設置ということは

ただし、1質だけ質問しますけれども、3,000万円というような大きな額なので、室内標識1基幾らするのか、照明灯設置5基ですけれども、1基幾らするのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 概算ではございますが、案内標識板1基につきまして約280万円ほど、それと照明灯につきましては1基約200万円ほどということで見込んでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回、標識のあれということなんですけれども、そこで伺いたいのは、この道路進捗状況と、いつ頃供用開始になるのか、見込みがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 進捗状況につきましては、おおむねでございますが、おおむね50%程度ということでございます。

それと供用開始時期につきましては、先ほどちょっと御説明をさせていただきましたが、令

和6年の6月完成を見込んでございますので、6月末ないし7月には供用開始をしたいと予定をしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） じゃあ、私からもちょっとお聞きします。

確認の意味も込めてですが、まず案内標識、これ7か所増設なんですけれども、ちょっとこの図面にない部分で、海岸インターチェンジ下りてから向かう際に、恐らく現状、表示板は設置済みだと思うんですが、変更というか設置の中身の変更は必要かなという部分で、ちょっとそれがどうなっているかまずお聞きしたい部分。

あとこれ交差点部分、2つの箇所に照明灯を今回設置するということで、特にこちらの志津川環状線と東浜中央線の交差点のところ、3基照明設置されますが、ここは今後もそうかもしれません、信号設置予定はないという理解でいいのか。というのが、以前、戸倉の398号線と45号線の交差点のところは設置予定はないということはこの議場の場でも確認しているんですけども、ここの場合には、車両だけではなくて歩行者も多いのではないか。いわゆる団地、高台に住んでいる皆さん、徒歩移動の方とか自転車移動の方も多いと思いますので、ここはそういう検討材料として上がらなかつたかどうかという部分、ちょっとお聞きしたいです。

あとは、もう1点が国道45号線との接続の部分、私もこちらに来るときはここ使うんですけども、形状を見るとちょっとなだらかな傾斜になっているように見受けられまして、ここというのは前から平らにするんじゃなくて、インターから見るとちょっと登つて進んでいくような傾斜がついているように見受けられるんですが、これは元からそういう施工だったのかというのを確認できればと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目でございます。

I Cからの看板につきましては、議員おっしゃったように改良するということで、改良の後は白看板というんですか、ちょっと見えないようにして開設と同時に剥がすというような手法を取ることで考えてございます。

それと2点目の信号機でございますが、これ確かに戸倉の折立橋周辺でもございますし、震災後、各箇所で地区等から信号機の設置要望ということもございましたし、当然ながらメインであるここについても信号機を設置していただきたいということで、県警本部等とも何度も設計当初からやり取りをさせていただいてございますが、色いい返事はいただけていない

ということでございますので、この交差点については、今の現状のまま東浜中央線がメインの道路として、それに平磯連絡線が接続するということは、平磯連絡線と志津川環状線側のほうについては一時停止措置ということで、県警本部のほうから指導といいますか協議をしておりまして、ちょっと今のところ信号をつけていただける見込みはないということでございます。

それとあと議員おっしゃるとおり、海岸インターダー下りてきまして正面見ると、なだらかに傾斜をして一度ちょっと登りまして、それからまた下るというような形状になってございます。理想は真っすぐに本来はしたいところではあるんですが、やはり交付金事業等々ということもございまして、道路構造令の基準を満たす範囲でやはり最小の費用で最大の効果ということで、本来は真っすぐしたいという気持ちは今でもあるんですが、当然ながら、そうしますと用地の御協力の範囲が広くなったり、あと事業費が増大したりというような問題もございますので、当初より海岸ＩＣから45号を突っ切って平磯連絡線に入ったときに、若干緩く登って行って、頂上まで過ぎたならばあとちょっと下るというような構造になってございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 案内看板等については、恐らくもう供用開始と同時にしっかりと分かるようになっているんだと理解しておりますので、その点については大丈夫です。

あと信号機については、ちょっとこれもどういうふうな交通状況なのかというのはやっぱり開通してみないと分からない部分もちろんあるとは思うんですが、現状でさえちょっと交通量多い道路ではありますし、あとはここで結構見通し的にはよくないというのも1つ懸念していますし、あと右折が絡み合うときに一時停止だけで果たして皆さん何なくスムーズにできるかというのも、ちょっとそれも多少慣れるまで時間がかかるとか考えると、信号機がつかないのであれば、より一層安全対策というのは考えなければなというのは今後の課題だと思いますので、ちょっとその辺また注視していきたいと思います。

3つ目の傾斜の部分についても、今答弁ありましたけれども、そうするとインターダー下りて向かう際には真っすぐ行けばいいだけの話かもしませんが、逆に平磯方面から国道45号線に向かってくる際にちょっと見通しがもしかしたら悪いのかなと、今の説明聞いてみると、傾斜があってまた下がるみたいな話でしたので。

そうすると、45号線のほうに向かう際に、案内標識の今の図面だとちょっと手前過ぎるかなと思うので、何か減速を促すようなものがもしかして必要ではないかなと図面を見る限りは思うんですが、かなり立派な道路ですから、恐らく皆さんスピードはそれなりに、出さない

ことを願うんですけども、出してきた場合に、突然坂道上がったら急にそこに停車している車があったとかとならないように、やっぱりそこのちょっと啓発ということを考えれば、そういういた対処というのも必要ではないかなと思うんですが、ちょっとと考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺につきまして、所轄の志津川署と、あとは交差点協議ということで県警本部等ともやり取りをしておりますが、今のところ、必要とされる交差点への据付け区間の延長であったり、勾配は道路構造令に基づいて一応確保されているということでございまして、今のところ、そういういた抑制措置につながるような対策というのは現状ではちょっと計画上は入ってございませんが、今後、状況を見つつ、当然、道路標識の一部となりますので道路管理者で勝手につけられないと、交通管理者のほうの許可が必要という場合もございますので、その辺はちょっと状況を見ながら交通管理者と協議をさせていただたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

ちょっと最後にお聞きしたいのは、当然、これ車道ではありますけれども、緊急避難路ですかとかそういう性質も持ち合わせているということも鑑みていますので、恐らく歩道はないかと思うんですけども、歩行者に対する配慮というのも一応頭の中というか想定の中に入っているかどうか、ちょっと最後、そこを確認させてください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 歩道がそもそもありませんので、歩行者へのそういういた配慮というのは、正直申し上げまして、じゃあ万全かというとそうではないと。ただ、そんなに広くはないですが、外側線と路肩の間に若干はスペースがございますので、そこを気をつけて歩いてくださいというのもなかなかちょっと言いづらいところではあるんですが、そういうような状況でございますので、どちらかといいますと、歩行する際には安全な歩道のある45号線、あとは東浜中央線をお通りいただければなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18 議案第63号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第63号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、小学校教師用教科書及び指導書の購入について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

議案関係参考資料の2冊のうちの2の16ページをお開きください。

業務名は、小学校教師用教科書及び指導書購入業務でございます。

業務内容については、令和6年度から使用する小学校の教師用教科書394冊、教師用指導書340セットを購入するものであります。

公立の小中学校で使用する教科用図書は、市町村教育委員会が採択することが法律で定められておりまして、原則4年ごとに行われます。小学校で使用する教科用図書は、今年度が採択の年でありましたので、令和6年度から4年間使用する11教科13種目の小学校教科用図書が採択されております。このことに伴い、小学校の教師用教科書と指導書を購入するものでございます。

前回、4年前の購入業務からの変更点としましては、近年の教育のデジタル化の推進に向けた国の取組等を踏まえ、本町としましても、時代の要請、変化に適合していくという観点から、教師用の教科書、指導書については、紙のものとセットされているデジタル教科書・指導書を購入することを進めてきたところでございます。

見積り執行の結果、消費税込みで1,521万1,034円となったものであります。

ほかは記載のとおりでございます。

次ページに売買仮契約書を添付しておりますので御参照ください。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。

16ページの資料によりますと、教師用教科書394冊、教師用指導書340セットとなっておりますけれども、54冊の誤差がありますけれども、これは必要ないのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 教師用の教科書につきましては、小学校5校の学級数の合計に各1教科1冊ずつという購入となっております。指導書につきましては、学年に1セットずつという購入ということで、購入冊数に差が生じているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かったんですけども、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、これ特殊な教師用ということで、普通の生徒が使うような形での随意契約じゃなくて町内の業者さんとかは扱えなかったのか。その辺、まず第1点目伺いたいと思います。

あと、これは4年ごとに買い換えるという説明がありました。そこで伺いたいのは、生徒が使っている教科書というのは、出版社によっていろいろあると思うんですけども、今回はそういった現在使われている教科書とのマッチングというんですか、そういったやつは当然なっているんでしょうけれども、そのところを確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 1点目の教科書の購入の部分ですけれども、教科書の発行者自身が各学校まで教科書をお届けするというのはなかなか困難というところもあります、ほとんどがこちらに書いております教科書供給業者と契約をしているということから、今回採択された教科書の発行業者が教科書供給業者と契約していて、そこ1社での購入業務にならざるを得ないというところでございまして、一般の書店とかでの取扱いはできないというところでございます。

それから、来年度から使用する教科書の採択につきましては、今年度まで採択されていた教

科書と同じ結果となっております。ホームページのほうにも掲載してございますので、もしお時間のあるときに御覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、大体分かりましたけれども、そこで再度伺いたいのは、大体教師用の教科書と指導書、大体350組として約4万円ぐらいの金額なんですけれども、今回、デジタル化ということでいろいろな何かがついたらしいんですが、以前は幾らぐらいでの購入だったのか、もし資料お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 教科書につきましては、今のものと金額的には変わりありませんで、教科によっても違うんですけども、1冊当たり400円くらいということになります、教科書につきましては。

指導書なんですけれども、前回と比較しますと、ここが大きく金額がはね上がっているというところなんですが、前回ですと単純に計算して平均ですと1万9,000円くらいでした、1セツト当たり。それも教科によって金額がばらつきがあるので、単純に生徒数で割り出した金額ということで御了承いただきたいと思います。

今回については4万5,000円ほどということになっておりますので、教科書も含め、全体としまして2.6倍ほどの金額の増というところになっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会す

ることとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうも御苦労さんでした。

午後3時01分 延会